

○国土交通省告示第千二百二十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和四年十一月十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道196号改築工事（今治小松自動車道「今治道路」）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 愛媛県今治市別名字端谷、字端谷口、字寺谷、字寺谷口、字藪下、字福富、字嶋田、字三反地、字実取川、字五反地、字立丁、字六反地、字大川地、字向六反地、字石橋及び字中河原、高橋字大角及び字大縄田、五十嵐字中新田、字五十嵐鼻、字上ノ山、字山本、字藪下及び字大株、玉川町八幡字日坂、朝倉下並びに朝倉北地内

愛媛県今治市高橋字大縄田地先河川敷地及び五十嵐字中新田地先河川敷地

2 使用の部分 愛媛県今治市別名字端谷、字端谷口、字寺谷、字寺谷口、字藪下、字福富、字嶋田、字三反地、字実取川、字五反地、字立丁、字六反地、字大川地、字向六反地、字石橋及び字中河原、高橋字大角及び字大縄田、五十嵐字中新田、字五十嵐鼻、字上ノ山、字山本、字藪下及び字大株、朝倉下並びに朝倉北地内

愛媛県今治市高橋字大縄田地先河川敷地及び五十嵐字中新田地先河川敷地

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道196号改築工事（今治小松自動車道「今治道路」）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、愛媛県今治市矢田字菅ヶ谷地内の今治インターチェンジから同市長沢字大原地内の今治湯ノ浦インターチェンジまでの延長10.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道196号改築工事（今治小松自動車道「今治道路」）」（以

下「本体事業」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する(以下これらを「関連事業」という。)

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

本体事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うこととされているものであり、また、関連事業について、起業者である国土交通大臣は、その施行に際し必要な道路管理者等の同意を得ており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者である国土交通大臣は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

一般国道196号今治小松自動車道(以下「本路線」という。)は、愛媛県今治市を起点とし、西条市に至る延長約23kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する今治市は、港湾法(昭和25年法律第218号)に規定する重要港湾に指定され、国際コンテナ航路を有する今治港を擁し、平成22年には船舶の大型化に対応するため国際物流ターミナルが整備され、コンテナ取扱量は年々増加している状況である。今治港では造船業に必要な鋼材関係や近隣の都市で製造されている化学薬品が取り扱い品種の上位を占めており、本件区間に対応する主要幹線道路である一般国道196号の一般道路部分(以下「現道」という。)等を利用して近隣都市等へ輸送されている。

しかしながら、現道は、物流等に広く利用されるとともに、今治市の既成市街地を通過し、沿線に住家、店舗及び事務所等が連たんしていることから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成28年7月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、今治市小泉三丁目地内の片山交差点北側において33,415台/日であり、混雑度は1.25となっている。

本件事業の完成により、既に供用済みである本路線の他の区間と接続し、西瀬戸自動車道及び四国縦貫自動車道と連絡することで、四国と本州を結ぶ広域的な高速

交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である愛媛県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成3年11月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和4年3月等に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で上記の評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、建設機械の稼働に係る騒音については法令により定められた基準を超える値が見られるものの、防音シートの設置により基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行にあたり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキイロコガシラミズムシ等、準絶滅危惧として掲載されているオオタカ、アカハライモリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ、スズメハコベ、ミズオオバコ、トリゲモ、フウラン等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、キイロコガシラミズムシについては、水生生物が生育できるため池の浅場の維持・創出を、オオタカについては、工事中にモニタリング調査を行い、専門家の意見及び指導を得ながら必要に応じて繁殖期を避けた施工等の適切な措置を、アカハライモリ等については、両生類が這い上がれるスロープのある道路側溝や集水桝の設置を、ミズオオバコ、フウラン等については、生育環境が改変されることから、移植をそれぞれ実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が27か所存在するが、このうち17か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る10か所についても愛媛県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成3年12月17日に都市計画決定され、令和2年3月17日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、四国と本州とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成により、物流の効率化等を図るとともに、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、今治市長を会長とする今治・小松自動車道建設促進期成同盟会より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛媛県今治市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

愛媛県今治市別名字端谷、字端谷口、字寺谷、字寺谷口、字藪下、字福富、字嶋田、字三反地、字実取川、字五反地、字立丁、字六反地、字大川地、字向六反地、字石橋及び字中河原、高橋字大角及び字大縄田、五十嵐字中新田、字五十嵐鼻、字上ノ山、字山本、字藪下及び字大株並びに玉川町八幡字日坂地内

愛媛県今治市高橋字大縄田地先河川敷地及び五十嵐字中新田地先河川敷地